

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」では、各自治体における事務及び事業に関して温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置について定めることが義務付けられています。

札幌市では、2011年3月に札幌市温暖化対策推進ビジョンを策定し、市役所の率先取組を掲げ、温室効果ガス削減を進めてきました。

今回、同ビジョンを改定するにあたり、自ら排出する温室効果ガスの削減をより一層図るとともに、市民・事業者などへの率先取組とすることを目的として本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、札幌市の最上位計画である札幌市まちづくり戦略ビジョンにおいて掲げている「低炭素社会と脱原発依存社会を目指した持続可能なまちづくりを進め、世界に誇れる環境首都を実現する」という方針を反映しています。

また、温暖化対策はエネルギー施策と密接に関係するため、相互に連携した取組が必要であることから、2014年10月に策定した札幌市エネルギービジョンとの整合にも留意し、札幌市温暖化対策推進計画とともに、具体的な温暖化対策を示しています。

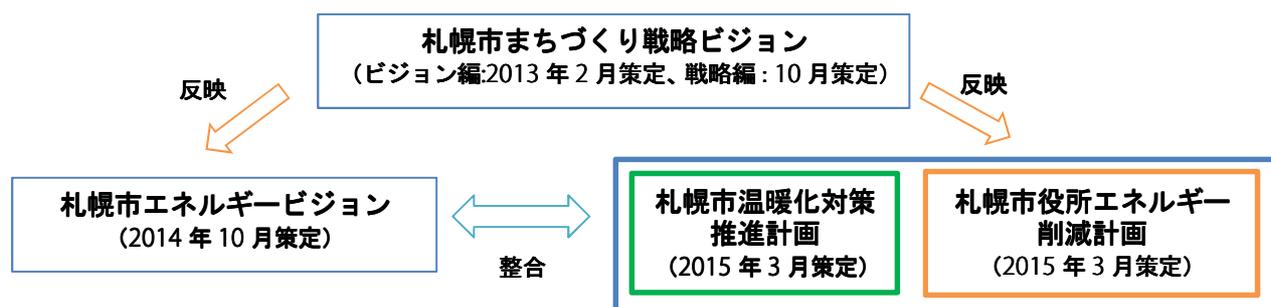


図2 札幌市における主な計画との関係

3 計画の範囲と対象とする温室効果ガス

本計画は市役所の全ての組織に適用します。また、本計画における対象とする温室効果ガスは、温対法第2条の3に基づき、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の計7種類とします。

4 計画期間

札幌市まちづくり戦略ビジョンや札幌市エネルギービジョンと計画期間の整合を図り、2022年までを計画期間として、率先した温暖化対策を行っていきます。

計画期間：2015年～2022年

5 基準年度

旧計画（札幌市温暖化対策推進ビジョン）にて、市役所の率先取組として、2009年から2020年まで毎年平均1%以上のエネルギー使用量の削減を目指し、市役所の温室効果ガス削減に取り組んできたことから、今後も引き続き、2009年度を基準年度として進捗管理を行っていきます。

基準年度：2009年度

《コラム：札幌市まちづくり戦略ビジョンと札幌市エネルギービジョン》

札幌市まちづくり戦略ビジョン（2013年10月策定）

幅広い分野に渡る総合計画として、札幌市の最上位に位置づけている計画であり、重点テーマの1つとして「低炭素社会・エネルギー転換」を掲げ、環境負荷の少ない都市の形成やエネルギー効率と安全性の向上を推進することとしています。

目指すべき将来のまちの姿を描いた「ビジョン編」と、主に札幌市が優先的・集中的に実施することを記載した「戦略編」の2編で構成されており、計画期間は2013年度から2022年度まで、目標年を2023年度としています。



図3 札幌市まちづくり戦略ビジョン

札幌市エネルギービジョン（2014年10月策定）

札幌市まちづくり戦略ビジョンに基づき、市民、事業者、札幌市がエネルギー利用の目指す姿を共有し、エネルギーの有効利用が進んだ社会と脱原発依存社会を目指した持続可能なまちづくりを推進するため、2014年10月に策定しました。

目指す姿「エネルギーを創造する環境首都・札幌～低炭素社会・脱原発依存社会を目指して～」の実現に向けて、計画期間は2014年度から2022年度までとし、熱利用エネルギーを2010年度比15%削減、2010年度の原子力発電相当分の50%を「省エネルギーの推進」「再生可能エネルギーの導入拡大」「分散電源の導入拡大」の3つの施策を推進することによって転換するという目標を掲げています。

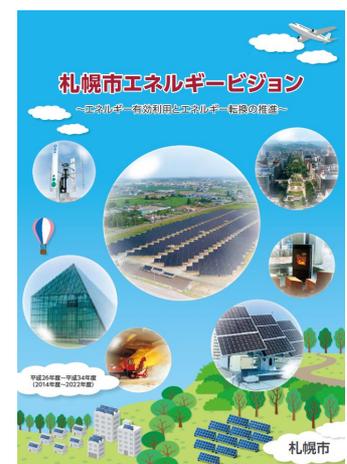


図4 札幌市エネルギービジョン